

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	マイナンバーカード管理ファイル	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課市民窓口係	
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカード情報の管理事務	
記録項目	1マイナンバー、2氏名、3氏名振り仮名、4ローマ字氏名、5旧氏、6旧氏振り仮名、7生年月日、8年齢、9性別、10住所、11カード進捗状況、12カード申請情報、13カード保管情報、14カード交付情報、15カード返戻情報、16カード破棄情報、17カード等返納情報、18電子証明書情報等	
記録範囲	三次市でマイナンバーカードを申請した者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	該当無し	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報	含まない	

報が含まれているときはその旨	
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	印鑑登録台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課市民窓口係	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録の管理及び印鑑登録証明書の発行事務	
記録項目	1氏名、2旧氏、3生年月日、4性別、5続柄、6住所、7行政区、8世帯主、9世帯番号、10宛名番号、11印鑑番号、12印影、13異動事由、14異動年月日、15届出年月日、16登録日、17登録確認、18登録照会日、19回答期限、20申請代理人、21回答代理人、22廃止日、23廃止理由、24登録証返納日、25廃止照会日、26保証人氏名、27保証人印鑑番号	
記録範囲	三次市に住民登録のある者又はあった者のうち印鑑登録者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	該当無し	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係 (所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をするこ		

とができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍情報ファイル	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課市民窓口係	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法に基づく戸籍・除籍の管理及び証明発行事務	
記録項目	1氏名、2氏名振り仮名、3生年月日、4性別、5本籍、6筆頭者、7身分事項等	
記録範囲	三次市に本籍を置く者又は戸籍届出をした者	
記録情報の収集方法	戸籍法に基づく戸籍届出等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法務省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍附票ファイル	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課市民窓口係	
個人情報ファイルの利用目的	附票の管理及び証明発行事務	
記録項目	1本籍、2筆頭者氏名、3筆頭者住所、4構成員氏名、5構成員住所、6氏名振り仮名、7異動事由、8住定日、9記載事由、10編製・改製年月日、11在外選挙人名簿登録市町村名、12在外選挙人名簿登録日、13在外選挙人名簿抹消日、14生年月日、15住民票コード	
記録範囲	三次市に本籍を置く者	
記録情報の収集方法	住民異動届、戸籍届出及び他自治体からの通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	該当無し	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報	含まない	

報が含まれているときはその旨	
備考	

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住居表示旧新・新旧対照表	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課市民窓口係	
個人情報ファイルの利用目的	街区方式による住居表示を実施した区域に係る旧住所と新住所の確認事務	
記録項目	1世帯主氏名、2旧地番、3新住居表示	
記録範囲	住居表示実施区域	
記録情報の収集方法	業務委託による現地確認	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	該当無し	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目 8 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住居表示図	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課市民窓口係	
個人情報ファイルの利用目的	住居表示区域内の住居表示設定及び管理事務	
記録項目	1世帯主氏名、2名称、3旧地番、3新住居表示	
記録範囲	住居表示実施区域	
記録情報の収集方法	本人等からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	該当無し	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目 8 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課市民窓口係	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の管理及び住民票の発行事務	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5前住所、6転出先住所、7世帯主名、8続柄、9本籍、10筆頭者、11住民となった日、12住定日、13住民票コード、14個人番号、15通称名、16併記名、17国籍・地域、18在留資格、19在留カード等の番号、20在留期間等、21異動事由、22異動年月日、23氏名の振り仮名、24旧氏、25旧氏振り仮名等	
記録範囲	三次市に住民登録のある者又はあった者	
記録情報の収集方法	住民異動届書、戸籍届出及び他市町村からの通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構（J-LIS）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三次市総務部総務課行政係	
	（所在地）〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をするこ		

とができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	レセプト（診療報酬明細書）	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課保険年金係	
個人情報ファイルの利用目的	医療費適正化を目的とする診療報酬の点検、確認及び保健事業への活用	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4公費負担者番号、5公費受給者番号、6保健医療機関の所在地及び名称、7傷病名、8診療開始日、9診療実日数、12診療内容、13請求点数、14一部負担金額	
記録範囲	国民健康保険の被保険者である者、又はあった者	
記録情報の収集方法	審査支払機関からの送付	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、国、県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三次市総務部総務課行政係	
	（所在地）〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、市民部市民課保険年金係（連絡先0824-62-6134）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	原爆被爆者台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課保険年金係	
個人情報ファイルの利用目的	被爆者の各種申請受付、被爆者健康診断等の実施	
記録項目	1手帳番号、2交付年月日、3被爆区分、4氏名、5性別、6生年月日、7成年後見人有無、8国籍、9郵便番号、10住所、11手当種別、12手当認定年月日、13手当期間開始年月、14手当期間終了年月、15病名有効期間、16直爆町名、17直爆距離、18入市町名、19入市日、20入市期間、21救護看護場所、22失権年月日、23失権理由、24成年後見人情報、25電話番号	
記録範囲	被爆者健康手帳の所持者である者	
記録情報の収集方法	県からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をするこ		

とができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療システム	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課保険年金係 市民部課税課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療被保険者の資格確認、賦課、還付を行う。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5宛名番号、6世帯番号、7被保険者番号、8被保険者資格取得事由、9被保険者資格取得年月日、10被保険者資格喪失事由、11被保険者資格喪失年月日、12保険者番号適用開始年月日、13保険者番号適用終了年月日、14賦課年度、15通知番号、16申告区分、17賦課事由、18賦課決定年月日、19後期高齢者医療保険料、20市町村別保険料、21賦課期日、22均等割減額区分、23所得割減額区分、24特別軽減区分、25所得割率、26所得金額、27所得割額、28均等割額、29算出額、30均等割軽減額、31所得割軽減額、32限度超過額、33年保険料額、34月数、35月割減額、36減免額、37資格有無、38期別、39納期限、40保険料、41収納額、42納付方法、43徴収方法、44普徴申請	
記録範囲	広島県後期高齢者医療の被保険者であり三次市に住所を有する者、又はあった者	
記録情報の収集方法	年齢到達による職権、本人等からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、国、他の自治体、広島県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提		

案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	広島県後期高齢者医療広域連合システム	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課保険年金係	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療被保険者の資格確認、被保険者証等の発行、給付申請の受付等を行う。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5宛名番号、6世帯番号、7被保険者番号、8資格取得事由、9資格取得年月日、10資格喪失事由、11資格喪失年月日、12個人区分、13異動事由、14異動年月日、15世帯構成員一覧、16負担区分履歴、17被保険者証交付一覧、18限度額適用・標準負担額減額／限度額適用認定一覧、19特定疾病認定申請一覧、20保険料情報、21レセプト一覧、22支給状況一覧	
記録範囲	広島県後期高齢者医療の被保険者であり三次市に住所を有する者、またはあった者。	
記録情報の収集方法	年齢到達による職権、本人等からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、国、他の自治体、広島県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける		

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険給付関係台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課保険年金係	
個人情報ファイルの利用目的	三次市国民健康保険加入者の給付を行う。	
記録項目	1被保険者番号、2世帯主氏名、3郵便番号、4住所、5対象者氏名、6区分、7診療月、8支給額、9口座情報、10宛名番号、11資格取得日、12資格取得事由、13資格喪失日、14課税区分	
記録範囲	三次市国民健康保険の被保険者である者、又はあった者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出、市長の職権	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	

備考	
----	--

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険被保険者台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課保険年金係	
個人情報ファイルの利用目的	三次市国民健康保険加入者の被保険者証等の発行、資格確認による給付等を行う。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5宛名番号、6世帯番号、7証番号、8区分、9証区分、10高額区分、11資格、12続柄、13年齢、14開始日、15開始事由、16終了日、17終了事由、18届出日	
記録範囲	三次市国民健康保険の被保険者である者、又はあった者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、国、他の自治体、国保連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報	含まない	

報が含まれているときはその旨	
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	重度心身障害者医療受給者台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課保険年金係	
個人情報ファイルの利用目的	重度心身障害者医療受給者及び精神障害者医療受給者の受給者証の発行、給付を行う。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5宛名番号、6世帯番号、7年齢、8受給者証番号、9申請日、10資格取得日、11資格喪失日、12異動事由、13資格状態、14続柄、15交付日、16有効期間、17回収日、18分類区分、19等級／程度、20手帳番号、21手帳交付日、22判定日、23判定機関、24次期判定日、25加入保険情報、26控除後所得額、27所得制限額、28課税区分、29判定結果、30証交付履歴、31異動一覧、32手帳履歴、33年度更新履歴	
記録範囲	重度心身障害者医療及び精神障害者医療の受給者である者、又はあった者、及び判定結果により喪失中の者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加		

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	未支給年金・死亡届受付簿	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課保険年金係	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金・厚生年金等受給者の遺族等から申請・届出を受け、日本年金機構へ進達を行う。	
記録項目	1受付番号、2種別、3受給者氏名、4死亡年月日、5年金番号、6申請者等氏名、7受付日、8進達日	
記録範囲	国民年金・厚生年金等受給者の遺族で申請・届出のあった方	
記録情報の収集方法	遺族等からの申請・届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	

備考	
----	--

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民税課税台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部課税課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	住民税の課税を行う。	
記録項目	1 納税義務者氏名、2 納税義務者住所、3 生年月日、4 所得区分、5 所得金額、6 控除区分、7 控除金額、8 所得税額、9 税額、10 徴収区分、11 徴収税額、12 特別徴収義務者名、13 特別徴収義務者所在地、14 口座（クレジット）情報、15 扶養情報、16 宛名番号	
記録範囲	賦課期日（1月1日現在）三次市に居住する者	
記録情報の収集方法	給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書、調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	国、他の自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三次市総務部総務課行政係	
	（所在地）〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、市民部課税課市民税係（連絡先0824-62-6122）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民税更正一覧表	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部課税課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	住民税の更正を管理する。	
記録項目	1 納税義務者氏名、2 納税義務者住所、3 生年月日、4 所得区分、5 所得金額、6 控除区分、7 控除金額、8 所得税額、9 税額、10 徴収区分、11 徴収税額、12 特別徴収義務者名、13 特別徴収義務者所在地、14 口座（クレジット）情報、15 扶養情報、16 宛名番号	
記録範囲	更正期間内に変更あった者	
記録情報の収集方法	給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書、特別徴収義務者からの通知、調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	内部事務で利用。納税義務者へは変更通知書を別途送付する。	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三次市総務部総務課行政係 （所在地）〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、市民部課税課市民税係（連絡先0824-62-6122）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をするこ		

とができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民税年金特徴	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部課税課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	住民税の年金特別徴収の税額及び収納情報を管理する。	
記録項目	1 納税義務者氏名、2 納税義務者住所、3 生年月日、4 税額、5 徴収区分、6 徴収税額、7 特別徴収義務者名、8 特別徴収義務者所在地、9 特別徴収結果	
記録範囲	更正期間内に変更あった者及び年金支給対象者（納税義務者）の特別徴収結果	
記録情報の収集方法	更正期間内に変更あった者を課税台帳から抽出、特別徴収義務者からの徴収結果の通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	特別徴収義務者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、市民部課税課市民税係（連絡先0824-62-6122）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国税連携	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部課税課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	住民税申告書（確定申告書）の受領による住民税額の決定及び変更	
記録項目	1 納税義務者氏名、2 納税義務者住所、3 生年月日、4 所得区分、5 所得金額、6 控除区分、7 控除金額、8 所得税額、9 扶養情報、	
記録範囲	住民税申告書の提出があった者	
記録情報の収集方法	税務署から国税連携システムを利用した住民税申告書（確定申告書）を受領する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三次市総務部総務課行政係	
	（所在地）〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、市民部課税課市民税係（連絡先0824-62-6122）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報	含まない	

報が含まれているときはその旨	
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	介護保険料賦課台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部課税課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険料の賦課、還付を行う。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5宛名番号、6世帯番号、7被保険者番号、8被保険者資格取得事由、9被保険者資格取得年月日、10被保険者資格喪失事由、11被保険者資格喪失年月日、12保険者番号適用開始年月日、13保険者番号適用終了年月日、14賦課年度、15通知番号、16申告区分、17賦課事由、18賦課決定年月日、19後期高齢者医療保険料、20市町村別保険料、21賦課期日、22均等割減額区分、23所得割減額区分、24特別軽減区分、25所得割率、26所得金額、27所得割額、28均等割額、29算出額、30均等割軽減額、31所得割軽減額、32限度超過額、33年保険料額、34月数、35月割減額、36減免額、37資格有無、38期別、39納期限、40保険料、41収納額、42納付方法、43徴収方法、44普徴申請	
記録範囲	三次市介護保険の被保険者であり三次市に住所を有する者、又はあった者	
記録情報の収集方法	年齢到達による職権、本人等からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、国、他の自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		

行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税課税台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部課税課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の課税を行う。	
記録項目	1 納税義務者氏名、2 納税義務者住所、3 納税義務者生年月日、4 納税義務者宛名番号、5 被保険者氏名、5 被保険者生年月日、6 被保険者宛名番号、6 所得区分、7 所得金額、8 固定資産税額、9 税額、10 徴収区分、11 徴収税額、12 特別徴収義務者名、13 特別徴収義務者所在地、14 口座（クレジット）情報、15 保険証番号、16 資格情報、17 申告区分、18 収納情報（普徴・特徴）	
記録範囲	該当する年度に国保資格を有する者	
記録情報の収集方法	住民税課税台帳・固定資産税課税台帳・国民健康保険資格台帳・収納科目照会のデータ連携、非自発的失業者に係る申告書の受領	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	該当無し	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三次市総務部総務課行政係 （所在地）〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、市民部課税課市民税係（連絡先0824-62-6122）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける		

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税額更正確認表	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部課税課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の更正を確認する。	
記録項目	1 納税義務者氏名、2 納税義務者住所、3 異動者氏名、4 異動事由、5 所得金額、6 固定資産税額、7 税額、8 収納済み額、9 徴収区分、10 徴収税額、11 口座（クレジット）情報、12 宛名番号、13 保険証番号、14 資格情報	
記録範囲	更正期間内に変更あった者	
記録情報の収集方法	住民税課税台帳・固定資産税課税台帳・収納科目照会のデータ連携、資格の異動届、非自発的失業者に係る申告書の受領	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	内部事務で利用。納税義務者へは変更通知書を別途送付する。	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三次市総務部総務課行政係 （所在地）〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、市民部課税課市民税係（連絡先 0824-62-6122）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をするこ		

とができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	軽自動車税課税台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部課税課資産税係	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の課税を行う。	
記録項目	1 所有者氏名、2 所有者住所、3 所有者生年月日、4 使用者氏名、5 使用者住所、6 使用者生年月日、7 車種、8 標識番号、9 車名、10 車体番号、11 型式認定番号、12 型式、13 原動機型式、14 年式、15 排気量、16 定置場所、17 初度検査年月、18 燃料の種類、19 軽課重課区分、20 取得年月日、21 取得事由、22 廃車年月日、23 廃車事由、24 異動年月日、25 異動事由、26 プレート状態、27 口座（クレジット）情報、28 宛名番号、29 リース区分、30 課税区分、31 減免区分	
記録範囲	定置場所が三次市となっている軽自動車	
記録情報の収集方法	取得及び廃車の申告書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	該当無し	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、市民部課税課資産税係（連絡先 0824-62-6124）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	軽自動車税異動更正一覧表	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部課税課資産税係	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車の異動を管理する。	
記録項目	1 所有者氏名、2 所有者住所、3 所有者生年月日、4 使用者氏名、5 使用者住所、6 使用者生年月日、7 車種、8 標識番号、9 車名、10 車体番号、11 型式認定番号、12 型式、13 原動機型式、14 年式、15 排気量、16 定置場所、17 初度検査年月、18 燃料の種類、19 軽課重課区分、20 取得年月日、21 取得事由、22 廃車年月日、23 廃車事由、24 異動年月日、25 異動事由、26 プレート状態、27 口座（クレジット）情報、28 宛名番号、29 リース区分、30 課税区分、31 減免区分	
記録範囲	更正期間内に変更あった車	
記録情報の収集方法	取得及び廃車の申告書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	内部事務で利用。納税義務者へは変更通知書を別途送付する。	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三次市総務部総務課行政係 （所在地）〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、市民部課税課資産税係（連絡先0824-62-6124）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける		

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	固定資産・都市計画税課税台帳(土地・家屋・償却資産)	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部課税課資産税係	
個人情報ファイルの利用目的	三次市に固定資産のある者の固定資産異動管理、固定資産名寄帳兼課税台帳の発行などを行う。	
記録項目	1 納税義務者氏名、2 納税義務者住所、3 管理人氏名、4 管理人住所、5 資産区分、6 所在地、7 判別、8 地図番号、9 台帳地目、10 課税地目、11 住宅区分、12 地積、13 軽減地積、14 課税状況、15 評価額、16 固定資産税課税標準額、17 固定資産税軽減課税標準額、18 都市計画税課税標準額、19 都市計画税軽減課税標準額、20 減免の有無、21 特例の有無、22 登記名義人、23 家屋番号、24 家屋構造、25 家屋種類、26 用途、27 屋根、28 階数、29 床面積、30 軽減床面積、31 床面積1階、32 床面積1階以外、33 新築住宅の軽減戸数、34 限年、35 築区分、36 築年次、37 償却資産決定価格、38 償却資産課税標準額、39 算出税額、40 軽減税額、41 確定税額、42 減免税額、43 区分所有税額、44 年税額、45 宛名番号	
記録範囲	三次市に固定資産のある者又はあった者	
記録情報の収集方法	地方税法第382条に基づく登記所からの通知、本人等からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、国、他の自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、市民部課税課資産税係（連絡先0824-62-6124）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファ	該当無し	

イルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	固定資産・都市計画税評価調書(土地・家屋・償却資産)	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部課税課資産税係	
個人情報ファイルの利用目的	三次市に固定資産のある者の固定資産異動管理、固定資産評価証明書等の発行などを行う。	
記録項目	1 納税義務者住所、2 納税義務者氏名、3 物件名、4 所在地、5 家屋番号、6 判別、7 台帳地目、8 課税地目、9 構造、10種類、11地積、12床面積、13評価額、14登記名義人	
記録範囲	三次市に固定資産のある者又はあった者	
記録情報の収集方法	地方税法第382条に基づく登記所からの通知、本人等からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、国、他の自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、市民部課税課資産税係（連絡先0824-62-6124）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	固定資産・都市計画税額一覧表	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部課税課資産税係	
個人情報ファイルの利用目的	三次市に固定資産のある者の固定資産公課証明書等の発行などを行う。	
記録項目	1 納税義務者住所、2 納税義務者氏名、3 物件名、4 所在地、5 家屋番号、6 判別、7 台帳地目、8 課税地目、9 構造、10 種類、11 地積、12 床面積、13 固定資産税課税標準額、14 都市計画税課税標準額、15 固定資産税相当額、16 都市計画税相当額、17 登記名義人	
記録範囲	三次市に固定資産のある者又はあった者	
記録情報の収集方法	地方税法第382条に基づく登記所からの通知、本人等からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、国、他の自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、市民部課税課資産税係（連絡先0824-62-6124）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をするこ		

とができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	口座振替依頼書	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部収納課収納係	
個人情報ファイルの利用目的	三次市に口座振替の開始・変更（廃止）しようとする者の依頼書	
記録項目	1依頼人氏名（名称）、2住所（所在地）、3電話番号、4依頼年月日、5預貯金者氏名（名称）、6預金者住所（所在地）、7金融機関名、8預貯金種別、9口座番号、10ゆうちょ銀行通帳記号、11ゆうちょ銀行通帳番号、12振替科目、13振替区分、14振替開始（廃止）時期	
記録範囲	口座振替の開始・変更（廃止）の申請のあった者	
記録情報の収集方法	申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	該当無し	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三次市総務部総務課行政係	
	（所在地）〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市税等公金クレジットカード納付申込書	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部収納課収納係	
個人情報ファイルの利用目的	三次市にクレジットカード納付の開始・変更（廃止）しようとする者の申込書	
記録項目	1申込者・納税（納付）義務者、2住所、3連絡先、4申込年月日、5カード名義人、6カード名義人住所、7カード名義人連絡先、8カード番号、9カード有効期限、10取扱カード種類、11税（料）目、12納付区分、13納付開始（廃止）時期	
記録範囲	クレジットカード納付の開始・変更（廃止）の申込のあった者	
記録情報の収集方法	申込書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	該当無し	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三次市総務部総務課行政係	
	（所在地）〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	滞納整理システム
行政機関等の名称	三次市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部収納課収納係
個人情報ファイルの利用目的	三次市に課税・賦課等がある者又はあった者の納付等の管理のために利用する。
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4電話番号、5住基情報登録年月日、6登録事由、7住基情報異動年月日、8異動事由、9本籍地、10筆頭者、11年齢、12性別、13続柄、14宛名番号、15世帯番号、16科目、17調定年度、18賦課年度、19期別、20通知書番号、21納期限、22調定額、23未納額、24納期未到来、25滞納額、26督促手数料、27延滞金、28滞納額合計、29延滞金計算日、30処分、31処分起案日、32処分決裁日、33記録日付、34時刻、35場所、36相手、37記録内容、38対応者、39最終接触日、40最終納付日、41最終納付額、42次回約束、43約束日、44約束時刻、45約束内容、46約束金額、47送付科目、48送付区分、49設定日、50名称、51郵便番号、52送付先住所、53連絡区分、54名称、55種類、56番号等、57備考、58口座科目、59開始日、60終了日、61納付種類、62預金種別、63金融機関コード、64口座番号、65金融機関名称、66口座名義人カナ、67勤務地宛名番号、68勤務地名称、69勤務地郵便番号、70勤務地住所、71対象賦課年度、72就職日、73退職日、74生保開始日、75生保廃止日、76収納金額、77納付日、78収納日、79時効完成日、80催告延長期限日、81執行停止時効完成日、82不納欠損確定日、83欠損種類、84欠損事由、85時効状況、86時効事由、87処分番号、88総所得、89分離所得額、90市民税所得割年税額、91市民税均等割年税額、92県民税所得割年税額、93県民税均等割年税額、94普通徴収額、95給与特徴額、96年金特徴額、97年税額、98期別税額、99所得の種類、100所得額、101所得合計、102控除の種類、103控除額、104控除合計、105固定資産税土地課税標準額、106固定資産税家屋課税標準額、107固定資産税償却課税標準額、108都市計画税土地課税標準額、109都市計画税家屋課税標準額、110固定資産税額、111都市計画税額、112軽減免税額、113標識番号、

	114車種、115車名、116車台番号、117税額、118排気量、119登録日、120登録事由、121廃車日、122廃車事由、123被保険者番号、124賦課更正日、125申告の有無、126国保資格、127退職区分、128介護区分、129国保資格取得日、130国保資格取得届出日、131国保資格取得事由、132国保資格喪失日、133国保資格喪失届出日、134国保資格喪失事由、135月別区分資格、136退職資格取得日、137退職資格取得届出日、138退職資格取得事由、139退職資格喪失日、140退職資格喪失届出日、141退職資格喪失事由、142介護資格取得日、143介護資格取得届出日、144介護資格取得事由、145介護資格喪失日、146介護資格喪失届出日、147介護資格喪失事由、148給与収入、149年金以上、150雑所得、151給与収入一般、152公的年金収入、153所得割額、154所得割軽減額、155均等割額、156均等割軽減額、157平等割額、158平等割軽減額、159賦課／更正日、160普徴、161年金特徴、162事業年度、163名称、164所在地、165資本金、166資本金区分、167人員区分、168設立日、169決算期、170中間申告の有無、171申告区分、172申告日、173分割基準、174すべき法人税割額、175月数、176従業員数、177均等割額、178既納均等割額、179財産種類、180財産詳細、181調査日、182配当見込の有無、183財産内容、184調査財産、185処分財産、186法定納期限等、187処分種類、188処分受付日、189処分受付番号、190処分解除日、191執行機関、192事件番号、193猶予区分、194猶予種類、195猶予申請日、196担保等、197起案日、198猶予開始日、199猶予終了日、200申請書受理日、201決裁日、202取消起案日、203取消決裁日、204執行停止起案日、205執行停止決裁日、206執行停止解除日、207執行停止要件、208執行停止対象期数、209執行停止対象金額、210特記事項
記録範囲	三次市に課税・賦課等のある者又はあった者
記録情報の収集方法	基幹システムからの情報連携による取込ほか
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	住民基本台帳上、要配慮情報がある場合は、同様に含まれる。
記録情報の経常的提供先	他の自治体
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手	該当無し

続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	畜犬管理台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部 環境政策課 環境政策係	
個人情報ファイルの利用目的	三次市に住民登録のあるものが所有する犬の登録および異動管理	
記録項目	1.所有者氏名 2.所有者住所 3.所有者生年月日 4.畜犬番号 5.マイクロチップ番号 6.鑑札年度および番号 7.登録日 8.届出日 9.登録自由 10.犬の名前 11.犬の生年月日 12.犬種 13.犬の性別 14.毛色 15.犬の所在地 16.所有者連絡先 17.変更日 18.変更届出日 19.変更事由 20.消除日 21.消除届出日 22.消除自由 23.注射番号 24.接種区分 25.注射日 26.注射届出日 27.未注射理由 28.獣医師名 29.変更履歴 30.注射履歴	
記録範囲	三次市に住民登録のあるものが所有する犬	
記録情報の収集方法	所有者本人等からの届出、職権	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	国、県、他の自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	浄化槽設置管理台帳システム	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部 環境政策課 環境政策係	
個人情報ファイルの利用目的	三次市に設置される浄化槽の登録および異動管理	
記録項目	1. 設置者および管理者氏名 2. 設置者および管理者住所 3. 設置場所 4. 受理年月日 5. 設置理由 6. 浄化槽メーカー 7. 浄化槽型式 8. 処理方式 9. 構造等区分 10. 人槽 11. 建物種別 12. 工事業者 13. 保守点検業者 14. 清掃業者 15. 異動事由 16. 異動年月日 17. 届出年月日 18. 異動履歴	
記録範囲	三次市に新設または既設の浄化槽	
記録情報の収集方法	設置者もしくは管理者等からの届出、職権	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法定検査機関、他の自治体、浄化槽清掃業許可業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をするこ		

とができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ふれあい収集事務	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境政策課業務管理係	
個人情報ファイルの利用目的	ふれあい収集事業対象者の審査、管理	
記録項目	1氏名、2生年月日、3身体能力、4家庭環境	
記録範囲	三次市に住民登録のあるふれあい収集申請者	
記録情報の収集方法	本人、関係者からの聞取り等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	該当無し	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、市民部環境政策課業務管理係（連絡先0824-66-3449）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	生ゴミ処理機購入補助金事務	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境政策課業務管理係	
個人情報ファイルの利用目的	補助金申請者の審査	
記録項目	1氏名、2住所、3交付金額	
記録範囲	三次市に居住する補助金申請者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	該当無し	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部総務課行政係	
	(所在地) 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 ※別途、個別法に基づき開示請求等ができるものもありますので、詳しくは、市民部環境政策課業務管理係（連絡先0824-66-3449）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		